

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、**適正運賃・料金收受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行う**ための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。

検討会を4回開催し、適正な運賃・料金收受に向けた方策を取りまとめ、協議会へ報告。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- ・川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長

オブザーバー

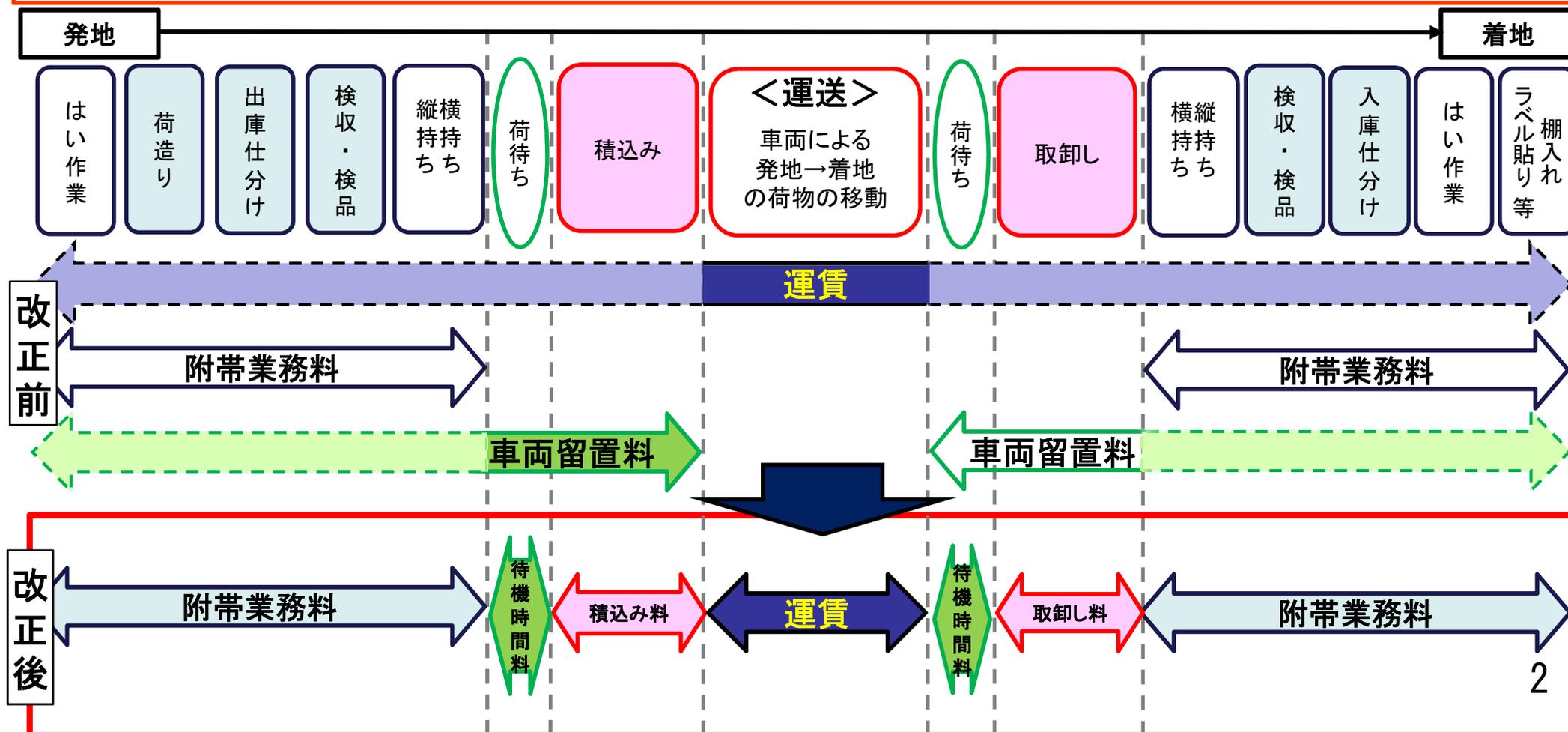
【荷主】

- ・上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・黒川 毅 日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・坂本 克己 （公社）全日本トラック協会会長
- ・馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積み込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積み込み又は取卸しに対する対価を「積み込み料」及び「取卸し料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。等



トラック事業者へ周知を図るための方策

- 各都道府県トラック協会を通じトラック事業者へ約款改正に係るリーフレット(別添参照)を配布。
- 各都道府県トラック協会が開催している生産性向上セミナーにおいて、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局窓口にリーフレットを備付け。

荷主に周知を図るための方策

- 各運輸支局から各都道府県の荷主団体に約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、農林水産省が委員になっていない協議会においては、地方農政局にも協議会への参画を依頼する。
- 経済産業省及び農林水産省より提供いただいた荷主団体等リストに基づき、全日本トラック協会から案内文及びリーフレットを送付。

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う周知活動について

●荷主団体等に対する周知活動について

1. 北海道トラック協会と同行して直接周知した団体等

日付	荷主名	住所
10月2日	北海道経済連合会	札幌市中央区北1条西3丁目3札幌Mビル8階
10月2日	(一社) 北海道商工会議所連合会	札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター
10月2日	北海道商工会連合会	札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレス1・7ビル4階
10月2日	(一社) 北海道建設業協会	札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館
10月6日	北海道漁業協同組合連合会	札幌市中央区北3条西7丁目北海道水産ビル
10月6日	ホクレン農業協同組合連合会	札幌市中央区北4条西1丁目
10月13日	日本製紙㈱ 北海道工場 勇払事業所	苫小牧市勇払143
10月13日	王子製紙㈱ 北海道営業支社	苫小牧市王子町2-1-1

2. 北海道トラック協会と連名で文書を発出して周知した団体等 (発出日：10月27日)

	荷主名	住所
1	北海道中小企業団体中央会	札幌市中央区北1条西7丁目プレス1・73階
2	北海道冷凍事業協会	札幌市中央区北3条西2丁目さっけんビル
3	北海道木材市場協同組合	札幌市北区篠路町上篠路7-8
4	北海道木材産業協同組合連合会	札幌市中央区北4条西5丁目1番地林業会館3階
5	北海道肥料卸商業組合	札幌市東区北6条東2丁目札幌総合卸センター丹波屋内
6	北海道発送連絡会	札幌市中央区北4条西6-1
7	北海道鉄筋業協同組合	札幌市中央区北8条西19丁目カクマソハヤシビル
8	北海道石油商業組合	札幌市豊平区平岸1-6-10北海道石油会館内
9	北海道石油業協同組合連合会	札幌市豊平区平岸1-6-10北海道石油会館内
10	北海道石灰工業組合	札幌市中央区北1条西10丁目
11	北海道青果商業協同組合	札幌市東区北13条東14丁目
12	北海道生コンクリート工業組合	札幌市白石区東札幌1-6-24-5
13	北海道生コンクリート協同組合連合会	札幌市白石区東札幌1-6-24-5
14	北海道水産物加工協同組合連合会	札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館 9F
15	北海道森林組合連合会	札幌市中央区北2条西19丁目1番地9道森連ビル
16	北海道食糧事業協同組合	札幌市白石区本通19丁目南2-7食糧ビル
17	北海道食肉事業協同組合連合会	札幌市豊平区豊平4条10-2-13
18	北海道紙器工業組合	札幌市中央区北4条西12丁目1北海道水産ビル
19	北海道砂利工業組合	札幌市中央区北1条西10丁目原田ビル内
20	北海道穀類商業協同組合	札幌市白石区本通19丁目南2-7食料ビル食料産業㈱内
21	北海道商店街振興組合連合会	北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター
22	北海道スーパーマーケット協会	札幌市豊平区平岸1条1-9-6 ラルズビル3F
23	北海道百貨店協会	札幌市中央区南1条西1丁目8パークタワー6階
24	北海道水産物加工協同組合連合会	札幌市中央区北四条西6丁目1 毎日札幌会館9階
25	北海道チクレン農業協同組合連合会	札幌市厚別区厚別東5条1丁目2番29号
26	(一社) 北海道食品産業協議会	札幌市中央区大通西8丁目2 北大通ビル5階
27	(一社) 北海道林業協会	札幌市中央区北4条西5丁目道林業会館
28	(一社) 北海道舗装事業協会	札幌市中央区南2条西5丁目メゾン本府内
29	(一社) 北海道土木コンクリートブロック協会	札幌市中央区北3条西2丁目上山ビル8階
30	(一社) 北海道水産物荷主協会	札幌市中央区北3条西7丁目第二水産ビル
31	(一社) 北海道水産会	札幌市中央区北3条西7丁目
32	(一社) 日本砂利協会北海道支部	札幌市中央区北1条西10丁目原田ビル

平成29年10月27日

荷主関係団体 各位

国土交通省 北海道運輸局
公益社団法人北海道トラック協会

標準貨物自動車運送約款の改正及び荷主勧告制度の運用の改正の周知のお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しく、また、他の産業に比べて低賃金の傾向が見られ、トラックドライバー不足が深刻な課題となっております。

このような状況を踏まえ、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道トラック協会は連携して、トラック業界の適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

トラックドライバーの低賃金を改善するためには、トラック事業者が適正な運賃・料金を收受することができる取引環境を整えることが重要との観点から、国土交通省において、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を立ち上げ、その具体的な方策等について検討を行った結果、運賃と料金の範囲を明確化し、運送以外の役務の対価を運賃とは別建ての料金として收受できる環境を整備する必要があるとされたところです。

こうしたことを受け、今般、トラック事業者と荷主の皆様の契約書のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を收受するための環境整備を図ったところですが、荷主の皆様にも、今般の「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の收受ルールについて理解を深めていただくことが肝要です。

また、トラックドライバーの長時間労働の改善に向けて、トラック事業者における過労運転などの法令違反行為が、荷主の指示などの主体的な関与によるものと認められるときに、国土交通省が荷主名を公表する荷主勧告についても、勧告の判断基準を明確化したほか、荷主に対し早期に協力要請を行うなどの新たな運用を本年7月から開始しております。

これらについて、国土交通省及び公益社団法人全日本トラック協会は、トラック業界における適正取引の推進並びに長時間労働の抑制に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「標準運送約款改正」並びに「荷主勧告制度の新たな運用」に関するリーフレットを作成いたしましたので、より多くの荷主の皆様にご周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただく次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いです。

ご多用のところ恐縮でございますが、何卒趣旨をご理解いただき、傘下会員への周知等ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

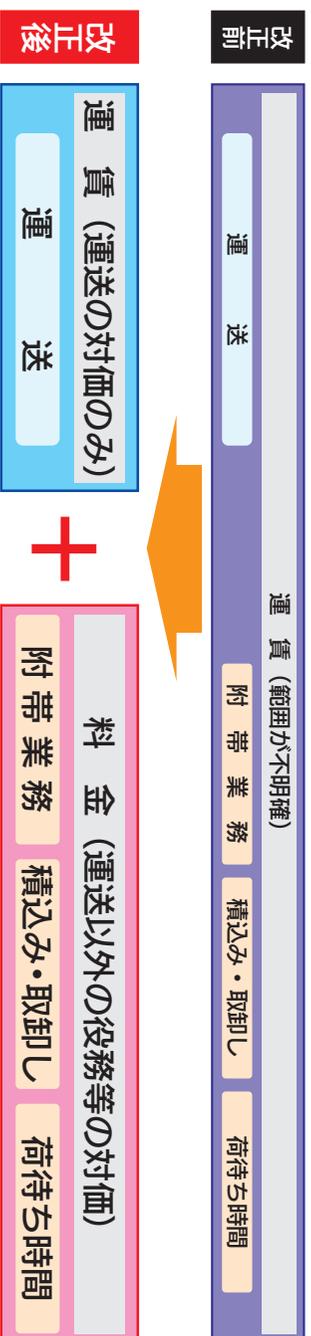
以上

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



2 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



3 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたりの崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていたただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附带業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

荷主の皆様へ…

トラック運送事業者の法令違反行為に

荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

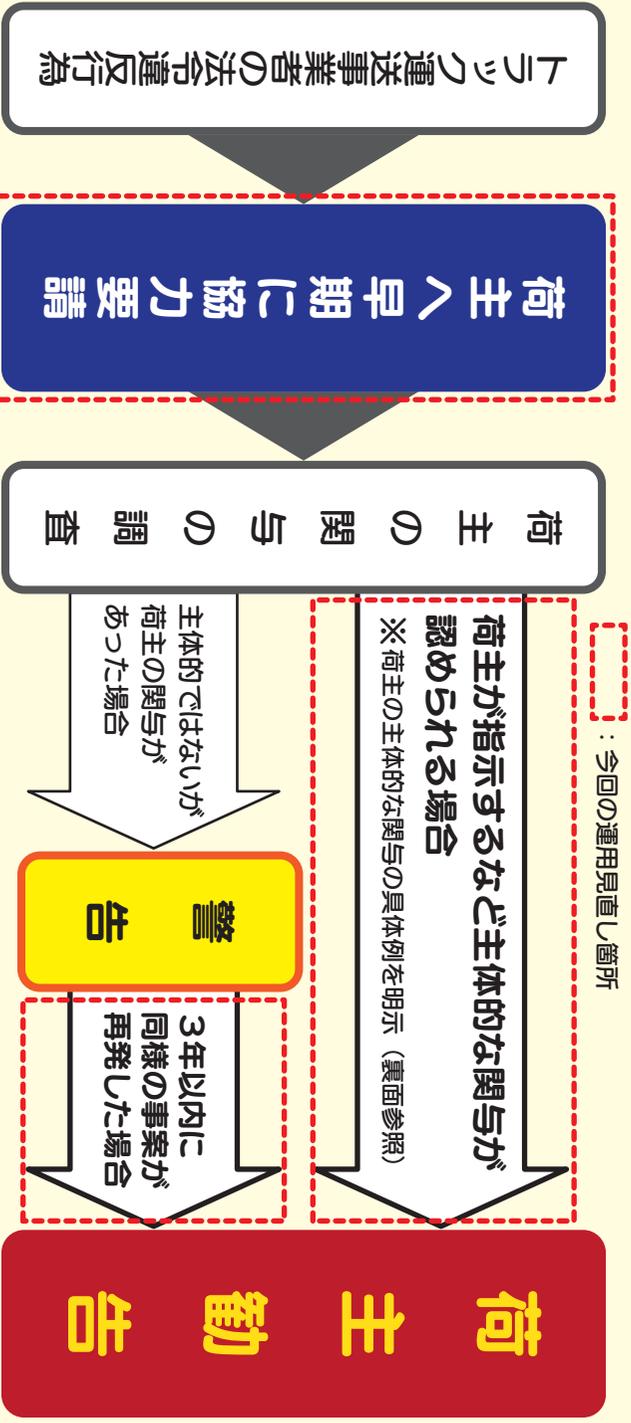
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	休日 期間 (勤務上次の勤務の間の自由な時間)
<ul style="list-style-type: none">・1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは1週間2回以内)・1か月 293時間以内	<ul style="list-style-type: none">・継続8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none">・2日平均で、1日あたり9時間以内・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none">・4時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



トラック運送事業者の法令違反行為



国土交通省



全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

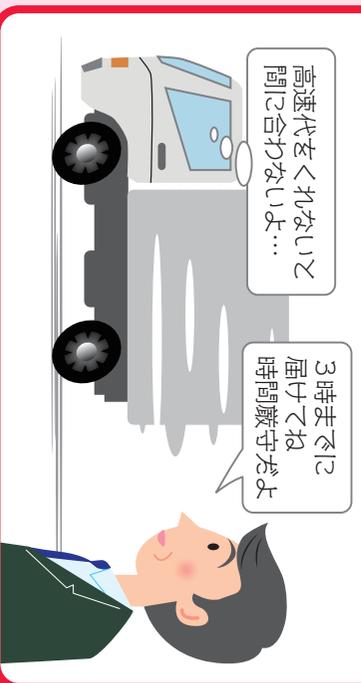
荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を適達により設けています。